

障がい区分		障害の程度		
		○身体障がい者等が自ら運転する場合(本人運転)	○身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合(家族運転) ○身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護するものが運転する場合(常時介護者運転)	
身体障 害者 手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(注1)		
	上肢不自由(注2)	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(注3)	1級及び2級(注3)
		移動機能	1級～6級	1級～3級(注4)
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいによる免疫の機能障がい		1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	聴覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項(注1)		
	上肢不自由(注2)	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～3項	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～4項	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		特項及び1項～3項	特項及び1項～3項
療育手帳		A1、A2		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

※障がい者が18歳未満の場合は、生計を同一にする方の所有する自動車も含む。

(注1) 喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。

(注2) 上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障がい
2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの

(注3) 1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。

(注4) 1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。